

4. 執行機関

(4) 長の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	選挙管理委員会の決定の内容		決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する 審査請求の有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定 に該当すると 決定したもの	兼業禁止規定 に該当しないと 決定したもの			審査請求の結果	出訴の結果		
新潟県	聖籠町		○	地方自治法第142条の規定に該当する 兼業の事実は認められなかったため。	H29. 6. 6	無		無	
計	1団体	0件	1件			0件		0件	

(5) 副知事・副市町村長の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>

(6) 委員の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	選任権者の決定の内容		決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する 審査請求の有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定 に該当すると 決定したもの	兼業禁止規定 に該当しないと 決定したもの			審査請求の結果	出訴の結果		
岩手県	盛岡市		○	地方自治法第180条の5第6項の規定に 該当する兼業の事実は認められなかつ たため。	H29. 8. 2	無		無	
岩手県	盛岡市		○	地方自治法第180条の5第6項の規定に 該当する兼業の事実は認められなかつ たため。	H30. 1. 19	無		無	
計	1団体	0件	2件			0件		0件	